

復興特別所得税について

平成 23 年 12 月 2 日、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が公布され、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの 25 年間、所得税額に対して 2.1%の復興特別所得税が付加されることとなりました。

このため、平成 25 年 1 月 1 日以降に支払われる預金利息や公共債の利子のほか、投資信託の分配金や譲渡益等の所得税額に対しても、復興特別所得税が付加されます。

復興特別所得税を付加した税率(平成 25 年 1 月 1 日以降)

	平成 24 年 12 月 31 日 まで	平成 25 年 1 月 1 日～ 平成 25 年 12 月 31 日	平成 26 年 1 月 1 日～ 平成 49 年 12 月 31 日
円預金、外貨預金 の利息	20%	20.315%	
公共債の利子、 公共債投資信託の 分配金・償還益等	(所得税 15%) (住民税 5%)	(所得税 15.315%) (住民税 5%)	
株式投資信託の 譲渡益、分配金	10% (所得税 7%) (住民税 3%)	10.147% (所得税 7.147%) (住民税 3%)	20.315% (所得税 15.315%) (住民税 5%)

- 利子の計算期間等にかかわらず、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払を受けるべき利子等に対し、上記税率で源泉徴収されます。なお、内国法人等においては、公募株式投資信託の普通分配金に対し、住民税は徴収されません。
- 各種資料等で所得税が従来の税率により表示されている場合も、平成 25 年 1 月 1 日以降は上記税率となります。
- 個人向け国債の中途換金時に差引かれる中途換金調整額は、平成 25 年 1 月 10 日受渡分以降、「直前 2 回分の各利子(税引前)相当額×0.8」から「直前 2 回分の各利子(税引前)相当額×0.79685」となります。

- 公募株式投資信託等の普通分配金や譲渡益等に対する税率は、お客さまが総合課税を選択する場合は、「総合課税における所得税額×2.1%」が復興特別所得税として課税されます。
- 少額非課税貯蓄制度(マル優)、少額公債非課税制度(マル特)を利用している場合や、租税条約により所得税の限度税率が適用される場合は、復興特別所得税は課税されません。
- 記載されている税制の説明は一般的な内容です。課税の詳細につきましては、お住まいの管轄税務署にご確認下さい。

以上